



広報



2022年

つるい



727号

～地域とタンチョウが共生するむら～



the most beautiful
villages
in japan

鶴居村は
「日本で最も美しい村」連合に
加盟しています



鶴居村マスコットキャラクター
「つるぼー」

目次

村政懇談会要望事項の補足説明	2～9
国勢調査の結果について	10～15
後期高齢者医療のお知らせ	16～17
軽自動車税のお知らせ	18
むらの話題	19
みんなの掲示板	20～21
消防署からのお知らせ	22
お元気ですか保健師です	23～24
鶴居村図書館だより	25
タンチョウ数かぞえ調査結果	26
シリーズタンチョウ	27

令和3年度「村政懇談会」の主な要望事項の説明

村では、毎年、各地域の要望や意見を広く行政施策に反映させるため、村政懇談会を実施しています。

今年度は、コロナ禍による地域事情等を考慮し、去る11月24日から12月2日まで村内8地区で懇談会を開催し、1地区を画面による対応としたところ
です。

各地区からは、村政に対する様々な要望事項等が寄せられており、その検討結果については各自治会長・農事組合長あてに送付しておりますが、主要要望事項の説明について掲載いたします。

各地区の共通事項

（要望事項）

道路の補修や舗装等について

（検討結果） 担当…建設課

毎年、各地区より道路の補修や舗装、改良等について多くのご要望が寄せられています。村道については、常に道路パトロールを行って早急な対応に取り組んでいます。安全走行の確保と利便性の向上を図るため、損傷度・緊急性を確認し村内全体での優先度を考慮しながら、適正な整備と維持管理に努めていきます。

また、国道と道道に係る要望については、道路を管理する国や北海道に対して要請活動を行っていきます。

（要望事項）

道路沿線の支障木の伐採や枝払いについて

（検討結果） 担当…建設課

道路沿いの通行に支障が生じている雑木や枝等については、交通安全を確保するため、道路を管理する国や道と連携して必要な都度伐採や枝払いに努めています。また、道路敷地外の立木についても、所有者の了承を得たうえで対応に取り組んでいます。

なお、通行に支障が無く景観上の問題である場合には、道路管理者による対応は難しいものと考えます。その場合、道路管理者の許可を得て地域等で対応する方法もありますので、必要な手続きについては村でお手伝いします。

（要望事項）

道道53号線「芦別橋」の段差解消について

（検討結果） 担当…建設課

道道53号線の芦別橋の道路には段差が生じており、「徐行」「段差あり」

の注意看板が設置されています。当該箇所は湿地帯であることから大規模な工事が必要となるため、道路管理者である北海道では有効な改善方法を検討しており、村としても早期の改善について要請を続けています。

（要望事項）

シカ・カラス・タンチョウ・クマ等による被害防止対策について

（検討結果） 担当…産業振興課

野生鳥獣による農業や生活環境などへの被害防止対策については、村猟友会や鳥獣被害対策協議会をはじめとする関係団体のほか、国及び道等と連携しながら毎年継続して取り組んでいます。

また、昨年11月には、鳥獣被害対策を専門とする地域おこし協力隊員1名を配置し、捕獲推進体制の強化を図っています。

令和2年度中の捕獲実績は、エゾシカ1,574頭、カラス2,228羽、キツネ54匹、タヌキ105匹、ヒグマ3頭などとなっています。

エゾシカについては、令和3年11月末現在の捕獲実績は1,630頭となっており、個体数はここ数年増加傾向にありますが、囲いワナによる集団捕獲などにも取り組んでおり、引き続き引き続き猟友会による狩猟と合わせて対策強化を図っていきます。

カラスの捕獲については、村内事業者への委託管理や各地区に箱ワナの設置などによる対策を講じていますが、令和3年12月末現在の捕獲実績は1,538羽となっており、今後も取り組みを継続していきます。

タンチョウによる農業被害対策については、「タンチョウと共生するむらづくり」の推進と調整しつつ、地域の協力を得ながら、村鳥獣被害対策協議会による「追い払い事業」の継続や農業施設等の被害防除対策に努めていきます。

ヒグマについては、北海道との連携を図りながら箱ワナ等による被害対策に努めており、令和3年度中は下久著呂と下幌呂で1頭ずつ捕獲しています。近年、熊の出没が相次いで確認され、近隣の町では家畜被害が相次ぐなど、本村でも警戒を強めているところであり、捕獲による被害対策の継続をはじめ、IP告知や出没看板の設置などで注意を呼び掛けていきます。

令和4年度以降も捕獲体制の強化を図ることとし、他の自治体の取組みなどを参考としながら、一体的に野生鳥獣による被害対策の在り方を検討していきます。

（要望事項）

シカ被害防止のための電気牧柵等の助成について

（検討結果） 担当…産業振興課

現在、エゾシカによる飼料畑の被害を防止するため、狩猟や箱ワナ等による対策を続けていますが、全道的にここ数年エゾシカの数が増加傾向にあり、農業被害も同様の傾向となつていきます。

村としては、コロナ禍の影響による厳しい酪農情勢を踏まえ、今後の安定した生乳生産基盤の維持に資するため、今一度地域の実態等を調査したうえ、村の財政事情等を勘案しながら、令和4年度において電気牧柵等の設置に対する支援制度の創設に向けて準備を進めていきます。

（要望事項）

ハンターのマナー対応について

（検討結果） 担当…産業振興課

野生鳥獣の捕獲は、大きく分けて「許可捕獲」と「狩猟」に分類されます。許可捕獲については、都道府県や市町村の許可を得た鳥獣被害対策員が通年で捕獲に従事し、狩猟については、国が定めた一定期間内（10月～3月）に限り鳥獣を捕獲することができ一般的ハンターとなつていきます。

一般のハンターによる狩猟は、全国的にマナーの徹底が指摘されているところであり、村でも、村ホームページ等によるマナーの徹底や警察と連携してパトロールなどの対策を

講じていますが、引き続き対策の強化に努めていきます。

（要望事項）

鶴居小学校スケートリンクの拡張について

（検討結果） 担当…社会教育課

鶴居小学校スケートリンクは、新総合体育館の建設で移設が必要となり、スケートリンクの設営場所については、当時関係者協議のうえ防犯上の観点から鶴居小学校グラウンドにリンクを設置することとして照明設備、散水設備を整備した経過があります。

昨年度は、1周230mのコースを設営しましたが、グラウンドの水はけを良くするために東側が70cmほど低くなっていることから、コース内の水が均一とならなかったところであり、今年度については、設営方法を工夫した結果、コースは短くなり1周130mとなっています。現状では、他の場所への移設は難しいと考えていますので、対応策を検討していきます。

（要望事項）

道道53号線「つるぼーの家」「コンビニ」前の大型車両の駐車禁止について

（検討結果） 担当…総務課

鶴居市街の道道53号線では、つるぼーの家とコンビニ前に大型車両等が路上駐車する場合があります、その際は見通しが効かなくなり通行上危険

な状況となります。

路上駐車を規制するため、平成30年2月に鶴居市街自治会長及びコンビニ店長の連名と村による要請書を釧路警察署長に対して提出しており、早期の対応について要請活動を続けていますが、交通量や交通障害の状況から、当面は駐車禁止の指定などは難しい状況となっています。

村では、付近の「つるぼーの家」第2駐車場を一般開放し、利用を促すために駐車場看板を建て替えたほか、路上駐車個所の両車線側に注意看板を設置しています。今後、必要に応じて当該車両の所属する会社やトラック協会などの関係団体に協力を求めるなど、一つ一つ路上駐車を無くする取り組みを行っていきます。

（要望事項）

鶴居市街の空き家増加による景観及び活性化対策について

（検討結果） 担当…企画財政課

村では、村内の空き家・空き地を希望者に情報提供し、空き家の改修にかかる費用を補助するなど、空き家等の有効活用と定住の促進に取り組んでいます。

今後、地域の景観保持等のための景観計画策定を予定していることから、より一層、空き家対策を進めることとし、また、空き家の改修費用の補助や起業化支援等を引き続き行いながら、地域の活性化に取り組みしていきます。

（要望事項）

運転免許証返納者に対する村の対応について

（検討結果） 担当…保健福祉課

村では、高齢者をはじめとする村民の方等の移動手段の確保として、福祉バスやデマンドバス幌呂線の運行はじめ、阿寒バス運行路線の確保、重度障がい者や介護認定者に対する交通費助成、社会福祉協議会による個別移送サービスの支援などを行っています。

より村民皆さんの要望に沿った移動方法の充実に向けて、地域公共交通網の形成などに取り組んでいきます。

下久著呂連合会

（要望事項）

村道下久著呂協和線及び岩井内線の補修について

（検討結果） 担当…建設課

当該2路線は、ひび割れや路肩落ち、わだち掘れなど舗装が損傷しています。

協和線は、道営草地改良事業による道路改良工事が計画されており、工事着手は令和6年度の予定となっていますが、それまでの間、道路状態が悪い場合などは、村で部分補修などの対応をしています。

また、岩井内線は、状態が悪い区間は補修（オーバーレイ）が完了しているため、路面状況を見て部分補

修で対応していきます。

(要望事項)

久著呂川の底さらい(浚渫)について

(検討結果) 担当…建設課

久著呂川の土砂堆積による河床の上昇により、接続する明渠排水路の排水能力が低下し、大雨などで隣接する農地が冠水する被害が発生しています。

農地の浸水被害を防ぐため、平成27年度から河川を管理する北海道の事業により久著呂川の掘削工事(土砂除去)が実施されています。これまで約3,500mの区間で工事が行われていますが、あと1,100mほどの区間が必要ことから、道に対して事業の継続を要請していきます。

(要望事項)

エゾフクロウ撮影による道道の路上駐車規制について

(検討結果) 担当…総務課

どさんこ牧場付近に生息する野生のエゾフクロウを撮影するため、カメラマンや観光客等の車両が道道に路上駐車し、特に冬期中は危険な状況となる場合があります。

平成30年度から路上駐車箇所注意看板を設置し、車両の誘導先として村営牧野事務所付近に臨時駐車場を用意する対策をはじめ、必要に応じて北海道バス協会に対する呼び

かけや警察によるパトロールなどを実施しています。今後も、路上駐車の状態を確認しながら関係機関等と連携して対策を講じていきます。

(要望事項)

下久著呂コミュニティセンター女性用トイレの改修について

(検討結果) 担当…住民生活課

当該センターの女性用トイレは、洋式が1箇所、残り2箇所が和式となっており、令和4年度において和式トイレのうち1箇所の洋式化を予定しています。

(要望事項)

観光客等によるゴミ捨て禁止看板の設置について

(検討結果) 担当…住民生活課

近年、タンチョウを見学する外国人の観光客等が道路脇や牧草地などにゴミを散らかすことが起きています。ゴミ捨てを禁止する看板を道道敷地に設置することについては、主に大型ゴミ等の不法投棄が発生し、緊急性が高い場合などとなっているため、その他の適当な箇所に設置することを予定しています。

(要望事項)

冬のハンターのためのキラコタン岬の除雪について

(検討結果) 担当…建設課・産業振興課

キラコタン岬に続く林道宮島線は、村では冬期間に除雪は行っており

らず、山林の管理や施業などで通行が必要な場合には村が指定する除雪事業者による除雪を許可しています。

現在、単に狩猟目的のための林道の通行による除雪には対応しておらず、道路の安全管理上、個人の除雪に対する許可はしていません。

下雪裡連合会

(要望事項)

道道53号線わき防雪柵の新型化について

(検討結果) 担当…建設課

道道53号線沿線には防雪柵が約1,400mの区間に設置されており、大型の農作業機械が道道に出る際に見通しが確保できない状況になっています。防雪柵は、雪害等による交通障害を防止するために必要であり、道路を管理する北海道では視距を確保する対策を検討することとしていますので、村では継続して要請していきます。

(要望事項)

下雪裡三叉路の駐車場に街灯の設置について

(検討結果) 担当…建設課

下雪裡三叉路の駐車場には、タンチョウを撮影するカメラマンなどが夜通しで駐車していることがありますが、街灯の必要性について、駐車場

の管理者である北海道では現地の状況を確認していますが、村では継続して要請していきます。

なお、防犯灯の設置及び維持費に対する村の補助制度があり、防犯灯の活用などについても検討することが必要と考えます。

(要望事項)

2号幹線明渠へのアシベツ川からの流入対策の継続について

国営農地造成による利用不能地の対応について

(検討結果) 担当…産業振興課

上記2件に関しては、平成29年度から釧路建設管理部や環境省の職員なども出席した地域懇談会を開催し、アシベツ川の流入対策と利用不能地の早期再生について協議を重ねています。

昨年度と今年度については、新型コロナウイルス感染症の影響から開催を見合わせていますが、国の機関との情報共有や意見交換において現状に対する理解を得られているところでもあり、今後も、アシベツ川の線形変更をはじめ、農地再生のほか、隣接する釧路湿原との一体的な整備による利活用の可能性など、地域の意向を踏まえながら、早期解消に向けた対応を続けていきます。

(要望事項)

農地防災事業完了後の排水路の維持管理について

〔検討結果〕 担当…産業振興課

牧草地への浸水被害防止対策として、平成27年度から多面的機能支払交付金事業を活用して、雪裡川に隣接する第1排水路から第3排水路並びに沈砂地等の機能維持と改善に向けた整備を継続しています。

この多面的機能支払交付金事業については、第2期事業として令和2年度から令和6年度までの5年間実施されますので、継続して対策事業に取り組んでいきます。

〔要望事項〕

大麻草の除去の継続について

〔検討結果〕 担当…住民生活課

自生する大麻草については、原則として土地所有者の責任において駆除する取り扱いとなっていますが、犯罪防止の観点から、北海道と村が連携して種が実る前に毎年駆除を行っています。地域等から要望のあった場所のほか、人目に付く場所などを重点的に行っていますが、村内に自生する大麻草の撲滅を目指し、土地所有者の理解を得ながら継続して実施していきます。

〔要望事項〕

鶴見台の劣化している看板の交換について

について

〔検討結果〕 担当…社会教育課

鶴見台のタンチョウ観察場所には、村が設置した「鶴居村観光十景」「美しい村連合」の看板のほか、

タンチョウの由来や記念撮影用の看板などが複数設置されており、いずれも経年による劣化が進んでいます。これらの看板は、観光客等に対する説明やPRのほか、見学上の注意喚起といった大切な役割を果たしています。

現在、関係する団体のほか、タンチョウと共生するむらづくり推進会議の中などで、看板の集約化や景観への配慮などの話し合いを進めており、今後、交換方法などを判断することとしています。

〔要望事項〕

道道53号線三叉路の中央分離帯による逆走車両の防止対策について

〔検討結果〕 担当…建設課

音羽橋方面から来た車両が道道53号線との三叉路で鶴居市街方面に右折する際、中央分離帯があることから誤って逆走することがあります。中には、一般車両のほか観光バスが逆走し、正面衝突の恐れがある場面も起きたことが報告されています。村としては、大変危険な状況であることから、道路管理者である北海道や警察に対し、早急な逆走車両の防止対策について要請していきます。

支雪裡コミュニティセンターグラウンド横の排水溝の整備について

〔検討結果〕 担当…建設課

当該排水溝は、やや土砂が溜まっている状態ですが排水は正常に機能しており、早急な対策は必要ないものと考えられます。今後、状況を確認しながら必要なときは土砂堀上の側溝清掃などで対応します。

〔要望事項〕

支雪裡コミュニティセンター床下浸水の対処について

〔検討結果〕 担当…住民生活課

当該センターの床下浸水については、山側からの流水が施設内へ流入していることや建設場所が湧水箇所である可能性などが考えられています。

令和4年度において施設地下の浸水箇所を応急処置したうえ、当面様子を見ることを予定していますが、改善されない場合には、ポンプなどによる排水対応のほか、原因調査を行って改善策を検討することとしています。

〔要望事項〕

村道支雪裡原野線の排水処理について

〔検討結果〕 担当…建設課

要望の個所は、路肩部の変状で降雨時などに水が溜まる状態となっています。支雪裡地区の幹線道路である当該路線は、オーバレイ工事を

継続して実施しており、要望の個所については令和4年度に工事着手する予定としています。

〔要望事項〕

村道支雪裡原野線「四間橋」の清掃について

〔検討結果〕 担当…建設課

四間橋は二断面構造の水路となっており、下流に向かって左側の水路に土砂が堆積しているため、右側の水路に川の流れがある状態となっています。

現状として、川の流量的に片側の水路だけで問題はないと判断されるので、今後状況を見て土砂の除去を検討します。なお、水路付近の雑木については、令和4年度に伐採することを予定しています。

〔要望事項〕

サクラ植樹の管理と樹種の多様化（病気対策）について

〔検討結果〕 担当…産業振興課

支雪裡コミュニティセンター北側にはエゾヤマザクラを数本植樹してあります。

村では、植樹した桜の病気や感染を防ぐための保育管理事業に取り組んでおり、病気の際などには対応したいと考えますが、日常の管理については地域の協力をお願いしたいと思います。

〔要望事項〕

村道支雪裡原野線の砂利道の舗装について

(検討結果) 担当…建設課

当該路線の砂利道区間の舗装化については、路盤や排水等の整備が必要となり多額の費用が生じることから、道路の状況や交通量などを勘案のうえ、慎重な検討が必要でありますので、当該区間については、グレーダーによる整地などで対応することとしています。

鶴居市街自治会

(要望事項)

環境整備を進めるための自宅周辺の木の枝や落ち葉、雑草などを常時捨てられる場所について

(検討結果) 担当…住民生活課

現在、自宅の木の枝や落ち葉、雑草のほか、家庭菜園などのごみは、個人で処理する取り扱いとなっており、村で公共の置き場所は特に設けていません。

鶴居市街地は宅地のため、これらのごみを置ける場所は少なく、高齢者等の負担なども考慮し、効果的な方法について検討していきます。

(要望事項)

一人暮らし高齢者等に対する見守りの充実について

(検討結果) 担当…保健福祉課

コロナ禍による外出の自粛などに

よって、一人暮らしのお年寄りなどで不幸な事例が増えています。

村では、緊急通報サービスの利用をはじめ、配達事業者等と見守りに関する協定なども行っていますが、地域内のコミュニケーションを高めることを含め、関係団体等との連携強化を図るなど、令和4年度において有効な方策を検討したいと考えています。

中雪裡西自治会

(要望事項)

村道排水溝の整備（フタの取付）について

(検討結果) 担当…建設課

村道中雪裡西2号線のトラフ側溝には、住宅に接している一部の箇所については安全対策としてフタを設置しており、それ以外の箇所については排水能力を確保する関係からフタを設置していません。

当該側溝の全部にフタを整備する計画はありませんが、住宅の出入口前後の一部については安全を確保する上で、令和4年度においてフタを設置することを予定しています。

(要望事項)

鶴見台・伊藤タンチョウサンクチュアリの公衆トイレについて

(検討結果) 担当…社会教育課

鶴見台の公衆トイレは駐車場にあ

る1箇所だけでなく、タンチョウが飛来する冬期間では大型バスなどで訪れた観光客が30人位の列をつくって順番を待っていることがあります。現在、トイレの対応については、タンチョウと共生するむらづくり推進会議の専門部会で協議を行っていますが、増設する場合には土地の確保や関係機関との調整が必要になるなど、時間を要するものと考えています。

また、鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリの公衆トイレについては、大きな支障は生じていないことから、増設などの予定はありません。

茂雪裡自治会

(要望事項)

茂雪裡コミュニティセンターの時計及び道路の修繕について

(検討結果) 担当…住民生活課

当該センターの玄関前に設置している外灯に付属の時計2台が以前から故障しており、経年劣化が原因と考えられますので、令和4年度に修理することを予定しています。

また、施設裏側の道路は、轍（わだち）がひどく舗装も所々損傷しているなど補修の必要性は認識していますが、補修内容や実施時期について検討することとしています。

(要望事項)

旧茂雪裡小学校施設の貸与に係る土地所在の整理について

(検討結果) 担当…総務課

村が所有する当該施設と周辺敷地の一部については、民間事業者によるクラフトビールブルワリーとして令和3年12月から令和13年11月までの10年間、村で財産の貸し付けを行っていますが、その他の現在の茂雪裡文化交流施設であるグラウンドを含めた旧学校用地の一角は、土地の所在が村有地のほか、国、道道及び村道の一部などとなっています。今後、施設一体の適正な管理や有効活用を図るため、令和4年度中に土地の所在について整理することを予定しています。

(要望事項)

総合センター多目的ホールの空調の改善について

(検討結果) 担当…総務課

総合センターは、昭和61年9月に建設されて以来35年が経過し、今後、経年劣化による各種設備の更新をはじめ、施設利用者のニーズに沿った利便性の向上などを図るため、施設全体の機能改善を予定しています。

同センターは、災害時の中心的な避難所であるほか、ワクチン接種の会場などとしても使用されており、機能改善の際には、様々な利用に対応できるよう冷暖房や換気設備のほか、照明・音響設備などの更新や整備を検討しています。

（要望事項）

シカ捕獲に係る奨励金額の差と捕獲個体の受入体制の改善について

（検討結果） 担当…産業振興課

鳥獣被害対策におけるエゾシカの捕獲に対する奨励金は、本村では1頭に対し、村の規則（捕獲期間4月～9月）による金額は5,000円となっており、この他に、国の補助金（通年）で支給される金額は、鳥獣処理施設に持ち込んだ場合は8,000円、これ以外の方法では4,500円が支給されています。

村内では民間事業者による鳥獣処理施設となっており、土・日曜日の受け入れは行われておらず、仕事をしているハンターなどは平日の持ち込みが難しい状況となっています。村として、民間事業者の状況を十分踏まえつつ、猟友会などとも協議しながら、対応を検討したいと考えます。

中久著呂地区

（要望事項）

久著呂川の護岸対策について

（検討結果） 担当…建設課

大雨等による増水で久著呂川の河岸が洗堀され、隣接する農地が大きく浸食されており、河川を管理する北海道では現地を確認しています。道内全域で事業調整される関係もありますが、村として引き続き早期対

策に向けて要請していきます。

（要望事項）

小・中学生に牛乳券の配布と牛乳券による乳製品の購入について

（検討結果） 担当…管理課・保健福祉課

村では昨年12月、コロナ禍の影響による牛乳の消費拡大を図るため、1人あたり2,000円分の「牛乳・乳製品購入券」を全村民に配布しています。小・中学生に対する「牛乳券」の配布については、学校給食を無料化し、給食で毎食提供されていることから、別に配布することは予定していません。

また、園児には、平成28年から年間10,000円分の「子育て応援牛乳券」を配布していますが、牛乳の消費拡大に資するため、牛乳以外の乳製品についても利用の対象とすることについて検討しています。

（要望事項）

村営牧野入牧における家畜の防疫対策について

（検討結果） 担当…産業振興課

村営鶴居牧野の放牧期間は、牧草の生育状況を踏まえて例年5月中旬から10月下旬頃までとしており、傾斜地や谷地の多い場所による安全面の確保や管理人の人員体制等を考慮しながら最大限の頭数を受け入れています。

入牧の際の家畜の体調や感染症については十分注意していますが、農

協や農業共済組合などと連携し、令和4年度において有効な防疫対策を検討したいと考えます。

（要望事項）

酪農ヘルパー利用組合事務所の建て替え（住宅併設）について

（検討結果） 担当…産業振興課

酪農ヘルパー利用組合及び乳牛検定組合の事務所が使用する建物は、昭和48年4月に建築された旧消防庁舎であり、現在村で貸与しています。

村では、従業員用住宅を整備する事業者に対して整備費用を補助する制度を設けていますが、酪農ヘルパーの確保は大切であることを十分認識しており、今後、事務所の対応を含めて農協等と協議を進めることを検討しています。

中幌呂下農事組合

（要望事項）

冬道対策について（除雪の徹底とアイスバーンの早期対策）

（検討結果） 担当…建設課

道道阿寒標茶線の下幌呂分岐までの約1kmの区間は、道路沿線の立木による日陰の場所が多く、冬期間には路面がアイスバーンの状態となります。村では、道路を管理する北海道に対して日陰の原因となる立木の伐採等を要請していますが、分譲された土地所有者の把握等が難航してい

る状況となっています。

当面、北海道では、路面凍結防止剤の散布と除雪の徹底で対応するとしており、村では引き続き早期の改善を要請していきます。

支幌呂西農事組合

（要望事項）

村道支幌呂西7号線の完全舗装について

（検討結果） 担当…建設課

当該路線は、全体的に簡易舗装の傷みが進んでいます。通行に大きな支障は生じないものと考えられますので、状況を見て部分補修で対応します。なお、完全舗装は、路盤や排水を整備する必要がある費用が多額となることから、道路の状況や交通量など勘案し、必要性・有効性の慎重な検討が必要であると考えています。

支幌呂東農事組合

（要望事項）

村道支幌呂2号線の排水路の整備改善について

（検討結果） 担当…建設課

当該路線では、大雨時に道路樹で呑みきれない量の水が道路上に流れ込み、住宅前の道路や敷地が冠水することがあります。現状を確認した

ところ、道路排水には特に問題はなく、住宅裏の沢の水が水路を溢れ、道路に流れてくるものと思われるので、沢水の排水路整備や道路排水の改良など、改善策を検討しています。

幌呂市街自治会

(要望事項)

災害時避難所における備蓄品の置き場所の周知(関係団体等)について
(検討結果) 担当…総務課

幌呂市街地区の指定避難所は幌呂農村環境改善センターとなっております、同センターと防災備蓄倉庫には、毛布やパーテーションをはじめ、ストーブやコンロ、照明器具、小型発電機、ラジオなどの防災用品を置いていますが、食料と飲料水については、使用期限や保管方法を管理する関係から、総合センター備蓄庫に一括して置いています。

避難所の開設は、まず村職員で対応する取り扱いとしていますが、道路の寸断や被害程度が大きい場合などは対応が遅れることも考えられます。また、避難所をスムーズに運営する上で地域の方や関係する団体等に備蓄品の場所や種類を知っていたことが効果的であると考えられます。

今後、感染症対策用の備蓄品が増えていることから、改めて備蓄品の整理を行い、令和4年中に避難所運

営に協力をいただく地域や団体等に対して、防災用備蓄品の状況をお知らせします。

(要望事項)

IP電話帳の幌呂市街地の住所表記について

(検討結果) 担当…総務課

IP電話帳の幌呂市街の住所表記については、前回の平成29年度版では「幌呂東・幌呂西」としていましたが、令和2年度版では「中幌呂」に統一して記載したところです。

現在、IP告知端末に「村の電話帳」「個人電話帳」の2種類の電話帳機能を搭載しており、こちらについては令和3年度中に住所表記を「幌呂東・幌呂西」に変更することとしています。

なお、冊子で配布しているIP電話帳はこれまで隔年で作成してきましたが、IP告知端末の電話帳機能を毎年更新することから、今後、冊子については作成しないことを検討しています。

幌呂老人クラブ

(要望事項)

幌呂老人寿の家「駐車場」のアイスバーンを防ぐ改良について

(検討結果) 担当…保健福祉課

当該駐車場は、施設の北側にあることや排水溝が1カ所の関係などか

ら、冬は凍結してアイスバーンの状態となっております。抜本的な解決には大規模な工事が必要となるため、当面は、砂散布による滑り止めの方法などに対応し、春先の融雪時にはポンプによる汲み上げで対応することとしており、今後、改善策を検討していきます。

なお、安全確保のため、冬期間ではできるだけ幌呂農村環境改善センターから出入りしてくださるようご協力をお願いします。

幌呂連合会

(要望事項)

道路沿線に街路灯の新設について
(検討結果) 担当…建設課

現在、村道幌呂幹線の幌呂市街地には、交差点部に道路街灯(白色LED灯9基、ナトリウム灯1基)を設置しており、今後、街灯の増設及び更新を計画しています。

なお、村道・道道では、道路街灯の設置は交差点部が原則となっており、直線部や通行量が少ない場所は難しいものと考えています。また、人家人口も対象外となっており、その場合は防犯灯での対応が考えられます。

(要望事項)

幌呂農村環境改善センター暖房を地域又は遠隔で操作することについて

(検討結果) 担当…住民生活課
現在、幌呂農村環境改善センターは、民間の警備会社に管理委託し、利用の際の連絡によって開錠施錠を行っています。

多目的ホールの暖房については、普段施錠している事務室内に操作装置があり、過去に消し忘れ等もあったことから、必要な都度村の職員が対応する取り扱いとしています。

令和4年度に「地域加工体験施設」を増設する関係から、事務室の施錠管理が不要となった場合には、地域又は利用者によつて多目的ホールの暖房操作が可能となるか検討します。

上幌呂連合会

(要望事項)

上幌呂地域体育センターの屋根の塗装について

(検討結果) 担当…社会教育課

上幌呂地域体育センターは、昭和57年の建設から39年余が経過し、屋根の塗装が剥がれてきて錆などが発生しています。施設の長期使用のために修繕の必要性は認識していますが、同様に老朽化が進んでいる公共施設は他にもあり、修繕には多額の費用が見込まれることから、実施時期について検討しています。

(要望事項)

道道幌呂原野鶴居線の補修及びガードレールの設置について

（検討結果） 担当…建設課

当該路線の上幌呂から新幌呂へ向かう道路の段差箇所解消については、令和元年度から道路管理者である北海道へ要請を続けており、同様に路面の補修についても要請を続けていきます。

また、上幌呂墓地付近のカーブは、道路外側が幌呂川や深い側溝となっており、スリップなどで車両が路外に逸脱した場合は事故となる危険性があることから、ガードレールの設置について北海道へ要請します。

（要望事項）

村道新幌呂茂雪裡線に車両待機所の設置について

（検討結果） 担当…建設課

当該路線で要望のある箇所は、車道幅員が5mの約1,100mの間であり、大型車両や農作業機械が通行の際には車両の交差が困難な状況となっています。車両待機所の設置については、地形的に場所の確保が難しい面もあり、必要性を含め慎重に検討したいと考えます。

（要望事項）

ゴミの一般投棄に係る関係事業者への徹底について

（検討結果） 担当…住民生活課

空き缶やペットボトル、弁当箱などのゴミが道路沿線等に捨てられて

います。村では、美しい村づくりを目指して毎年春と秋の年2回を基本とし、村民をはじめ、事業所や団体の職員の参加による村内一斉清掃を行っています。今後、関係する事業所などの協力やゴミを減らす有効な方法について検討したいと考えます。

下幌呂自治会

（要望事項）

「希の杜」第2期分譲について（造成計画の地域住民説明会の開催）

（検討結果） 担当…企画財政課

希の杜団地は、平成27年7月から第1期分譲を開始し、現在まで26区画中25区画を販売しています。

全体計画では、第2期で23区画、第3期で21区画の全部で70区画の分譲を計画していますが、今後造成を進めて行く上において下水施設や光ファイバー幹線の増強をはじめ、関連する地域一帯の整備などが必要となるため、適切な造成時期を判断する必要があります。

現時点では、第2期分譲の時期は未定ですが、造成する場合に事前に地域説明などを行うこととしています。

（要望事項）

「夢の杜」団地内の樹木（遊歩道）の対応について

（検討結果） 担当…企画財政課・建設課
夢の杜団地は、平成10年4月に分譲販売を開始し、支障となる木々等については都度対応に努めてきたところです。

分譲地には、団地の外周を散歩できる「遊歩道」と公園等に「歩専道」を整備していますが、大きく成長した樹木については、現地の状況や地域の意向を確認し、景観や危険性を考慮しながら、適切な対応を判断していきます。

（要望事項）

健康増進の環境作りについて

散歩中に使用できるトイレの設置・散歩する砂利道（農道）の防塵対策

（検討結果） 担当…建設課

散歩用トイレの設置については、適切な設置場所の確保をはじめ、清掃管理の方法、利用頻度などを考慮する必要がある、現時点では設置は難しいものと考えています。

また、散歩における砂利道の防塵対策については、農道は農作業機械の通行を目的とした道路であり、その他の道路も車両の通行を目的としていますので、付近の民家等に影響を及ぼす以外などにおいて防塵対策は難しいものと考えます。

（要望事項）

熊の対策について（熊から自衛等のための学習機会の提供）

（検討結果） 担当…産業振興課

近年、熊の出没が相次いで確認されており、IP告知で注意などを呼び掛けています。

また、北海道や近隣の町と連携を図りながら対策に努めています。村内では5箇所箱ワナを設置し、今年の春と秋にヒグマを1頭ずつ捕獲しています。

村では、鳥獣被害対策を専門とする地域おこし協力隊員を昨年11月に配置しており、北海道などの協力も得ながら、今年度中に地域において熊に対する学習の場などを提供したいと考えています。

（要望事項）

人口対策について（村全体の移住者数、移住の理由など、他所からの見え方）

（検討結果） 担当…企画財政課

村では、宅地分譲をはじめ、住環境の整備や福祉施策の充実などによって転入者が増えており、人口もほぼ維持している状況です。

第5次鶴居村総合計画や地方創生総合戦略の策定時には、「鶴居村に居住を決めた理由」「住みやすさ」など、将来のむらづくりに必要となるアンケート調査を行っており、今後、適切な内容と方法によって示したいと考えています。

図1-1 人口及び人口増減率の推移

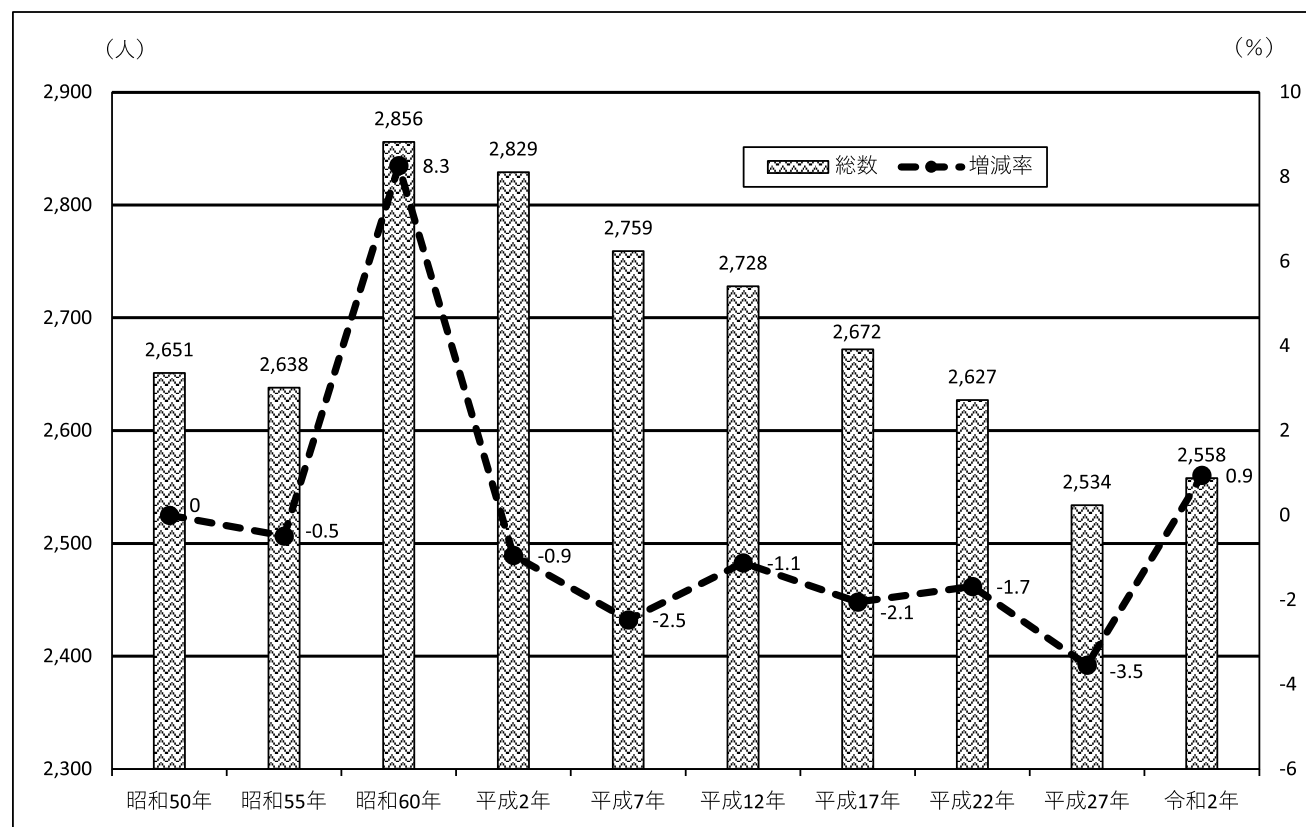
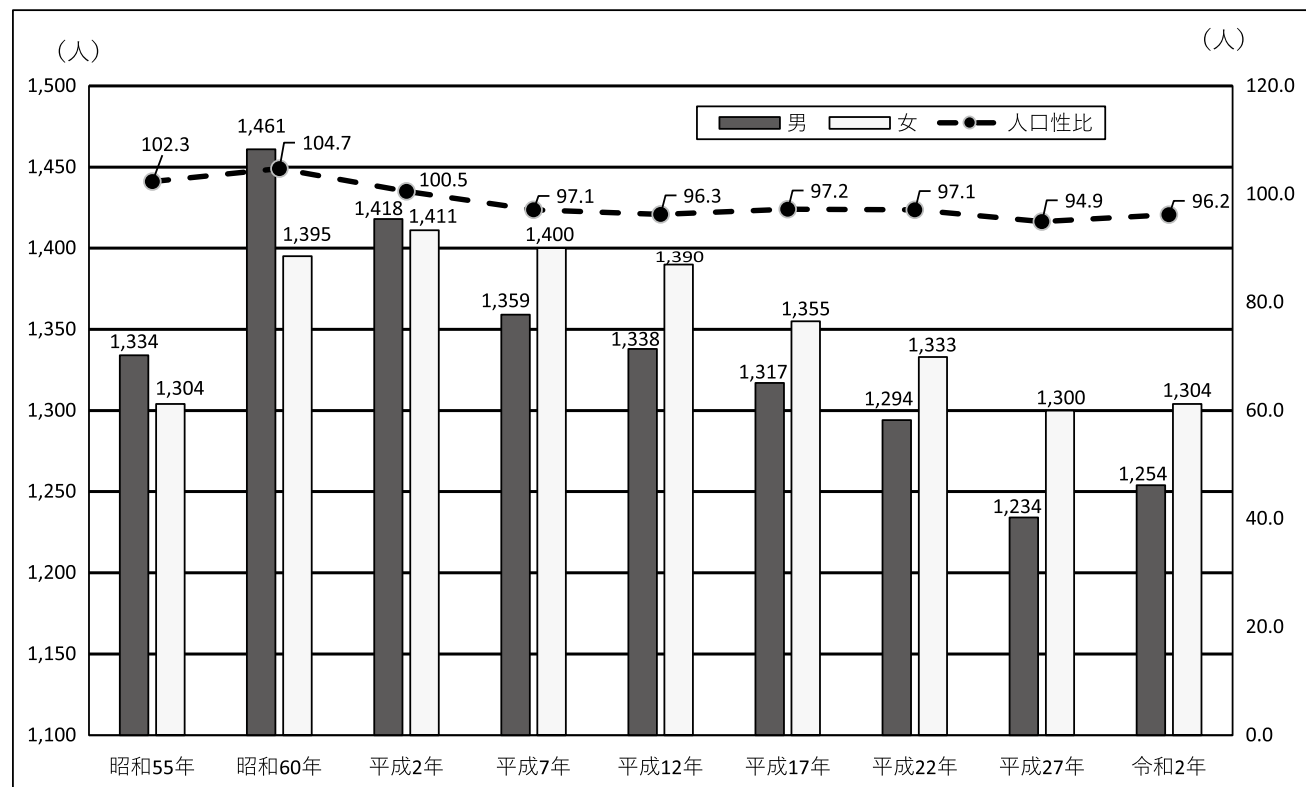


図1-2 男女別人口及び性比の推移



令和2年国勢調査結果(確定値)概要

- 令和2年国勢調査（令和2年10月1日現在）では、村民皆様に御協力いただき、ありがとうございました。この調査は、調査時に日本に住んでいる全ての人を対象に、人口、世帯構成などを把握するために行われる統計調査で、大正9年から5年ごとに実施されており、今回が21回目の調査となります。
- 人口等基本集計の結果（確定値）が総務省から公表されましたので、鶴居村の概要をお知らせします。

1. 総人口

鶴居村の総人口は2,558人
前回調査(平成27年)から24人増加(+0.9%)

鶴居村の総人口は2,558人で、前回調査(平成27年国勢調査)の2,534人と比べると24人増加しました。昭和30年までは増加していたものの、昭和35年に初めて減少し、昭和60年に一旦増加したものの、平成2年には再度減少に転じ、平成27年まで減少が続いていました。

また、男女別人口は男性が1,254人、女性が1,304人で女性が男性より50人多く、人口性比(女性100人に対する男性の数)は96.2%となり、前回調査と比べ、男性が20人、女性が4人増加し、人口性比は1.3ポイント上昇しました。

表1 鶴居村の人口の推移

(単位:人,%)

調査年次	人 口			総数の対前回比		人口性比
	総数	男	女	増減数	増減率	
昭和50年	2,651	—	—	—	—	—
昭和55年	2,638	1,334	1,304	－13	－0.5	102.3
昭和60年	2,856	1,461	1,395	218	8.3	104.7
平成2年	2,829	1,418	1,411	－27	－0.9	100.5
平成7年	2,759	1,359	1,400	－70	－2.5	97.1
平成12年	2,728	1,338	1,390	－31	－1.1	96.3
平成17年	2,672	1,317	1,355	－56	－2.1	97.2
平成22年	2,627	1,294	1,333	－45	－1.7	97.1
平成27年	2,534	1,234	1,300	－93	－3.5	94.9
令和2年	2,558	1,254	1,304	24	0.9	96.2

(注) 人口性比は、女性100人に対する男性の数。

図2-1 世帯数、1世帯当たり人員の推移

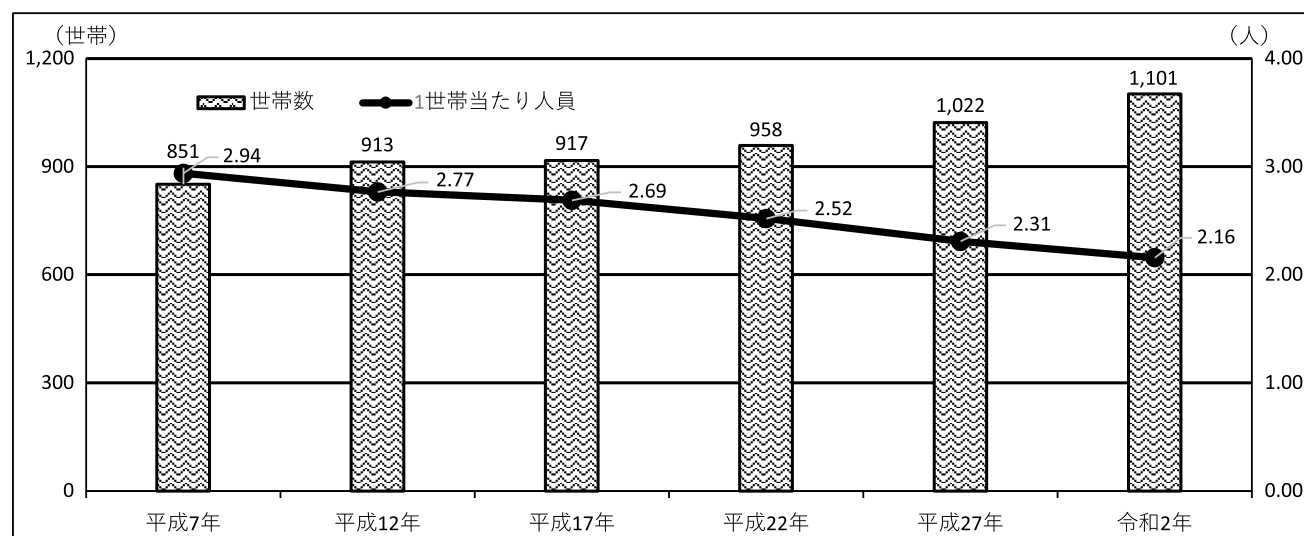
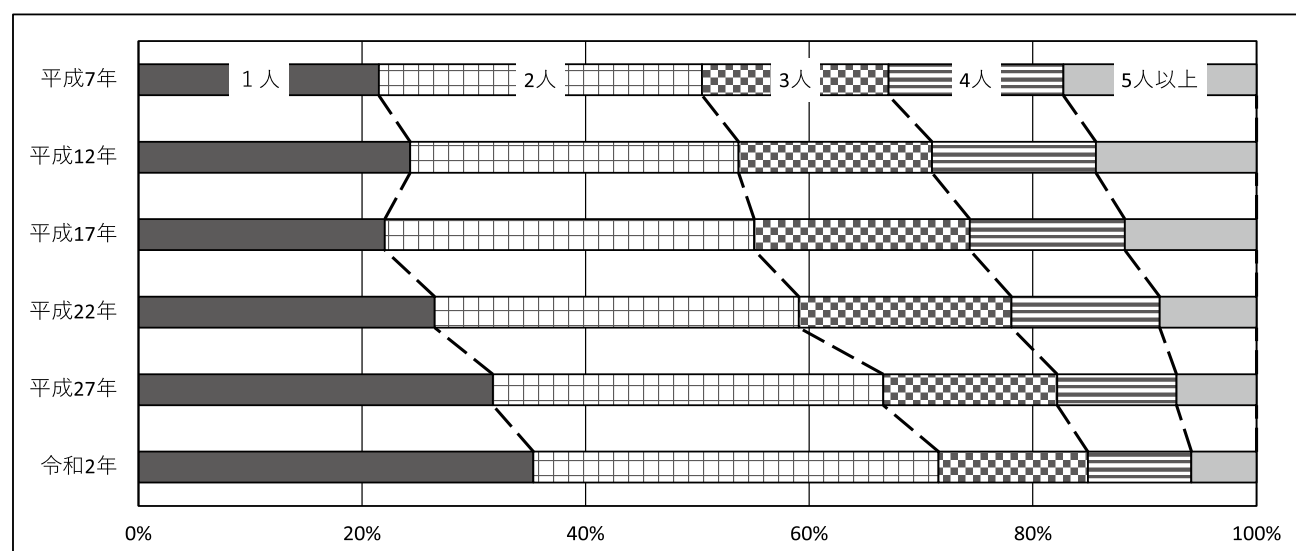


表2-2 世帯人員別世帯数の推移

調査年次		総数	1人	2人	3人	4人	5人以上
実数	平成7年	851	183	246	142	133	147
	平成12年	913	222	268	158	134	131
	平成17年	917	202	303	177	127	108
	平成22年	958	254	312	182	127	83
	平成27年	1022	324	357	159	109	73
	令和2年	1101	389	399	147	102	64
増減数	平成7年	100.0	21.5	28.9	16.7	15.6	17.3
	平成12年	100.0	24.3	29.4	17.3	14.7	14.3
	平成17年	100.0	22.0	33.0	19.3	13.8	11.8
	平成22年	100.0	26.5	32.6	19.0	13.3	8.7
	平成27年	100.0	31.7	34.9	15.6	10.7	7.1
	令和2年	100.0	35.3	36.2	13.4	9.3	5.8
増減率	平成7年～12年	7.3	21.3	8.9	11.3	0.8	-10.9
	平成12年～平成17年	0.4	-9.0	13.1	12.0	-5.2	-17.6
	平成17年～平成22年	4.5	25.7	3.0	2.8	0.0	-23.1
	平成22年～平成27年	6.7	27.6	14.4	-12.6	-14.2	-12.0
	平成27年～令和2年	7.7	20.1	11.8	-7.5	-6.4	-12.3

図2-2 世帯人員別一般世帯数構成比の推移



2. 総世帯数及び一般世帯数

一般世帯は1,101世帯(+7.7%)、1世帯当たりの人員は2.16人	
総世帯数は1,109世帯で、前回調査の1,026世帯と比べると、83世帯増加しています。 このうち、一般世帯数を前回調査と比べると、79世帯増加し、一般世帯人員は2,376人で16人増加しているが、1世帯当たりの人員は2.31人から2.16人と0.15人減少し、世帯規模の縮小が続いています。 一般世帯を世帯人員別にみると、一人世帯が35.3%、二人世帯が36.2となっており、これらの世帯が全体の71.5%を占めています。 また、前回調査からの増減率をみると、一人世帯は20.1%増と全体の7.7%に比べて高い伸び率となっています。	

表2-1 世帯の種類別世帯数及び世帯人員の推移 (単位:人,%)

調査年次		総世帯数	一般世帯			施 設	
			世帯数	世帯人員	1世帯当たり人員	世帯数	世帯人員
実数	平成7年	921	851	2,501	2.94	70	258
	平成12年	915	913	2,525	2.77	2	203
	平成17年	921	917	2,465	2.69	4	207
	平成22年	979	958	2,413	2.52	21	214
	平成27年	1,026	1,022	2,360	2.31	4	174
	令和2年	1,109	1,101	2,376	2.16	8	182
増減数	平成7年～12年	-6	62	24	-0.17	-68	-55
	平成12年～平成17年	6	4	-60	-0.08	2	4
	平成17年～平成22年	58	41	-52	-0.17	17	7
	平成22年～平成27年	47	64	-53	-0.21	-17	-40
	平成27年～令和2年	83	79	16	-0.15	4	8
増減率	平成7年～12年	-0.7	7.3	1.0	-5.9	-97.1	-21.3
	平成12年～平成17年	0.7	0.4	-2.4	-2.8	100.0	2.0
	平成17年～平成22年	6.3	4.5	-2.1	-6.3	425.0	3.4
	平成22年～平成27年	4.8	6.7	-2.2	-8.3	-81.0	-18.7
	平成27年～令和2年	8.1	7.7	0.7	-6.5	100.0	4.6

(注) 1 総世帯数に種類不詳を含む。
2 一般世帯とは、総世帯から施設等の世帯を除いたもの。

4. 高齢者世帯数

一人暮らしの高齢者世帯数が高齢者世帯員のいる一般世帯の2.6割を超える。

65歳以上の世帯員(高齢者世帯員)のいる一般世帯は752世帯で、前回調査と比べ90世帯増加し、一般世帯全員に占める割合は68.3%で前回調査の64.7%から3.6ポイント上昇しています。

高齢世帯員のいる一般世帯を家族類型別にみると「核家族世帯」が477世帯で最も多く、子ども夫婦や孫などと同居している「核家族以外の世帯」114世帯、「単独世帯」が155世帯となっています。

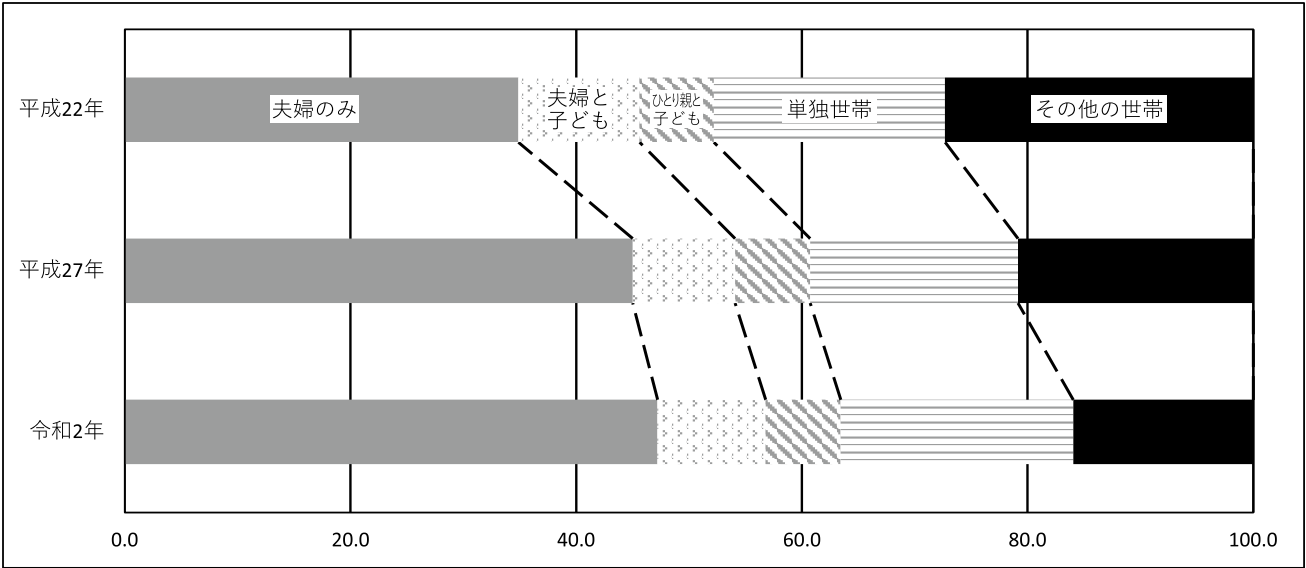
家族類型別の割合の推移をみると、「核家族世帯」が前回調査から5.8ポイントと上昇し、令和2年は80.7%、「核家族以外の世帯」が5.8ポイント低下し19.3%、「単独世帯」が3.5ポイント上昇し、26.2%となっています。

表4 高齢世帯員のいる一般世帯数の推移

(単位：世帯数、%)

世帯の家族類型	一般世帯数			構成比			増減率	
	平成22年	平成27年	令和2年	平成22年	平成27年	令和2年	H27/H22	R2/H27
65歳以上の世帯員がいる一般世帯	410	662	752	100	100	100	1.6	1.1
親族のみの世帯	326	537	591	79.5	81.1	78.6	1.6	1.1
核家族世帯	214	402	477	65.6	74.9	80.7	1.9	1.2
夫婦のみ	143	298	355	66.8	74.1	74.4	2.1	1.2
夫婦と子ども	44	60	72	20.6	14.9	15.1	1.4	1.2
男親と子ども	5	11	11	2.3	2.7	2.3	2.2	1.0
女親と子ども	22	33	39	10.3	8.2	8.2	1.5	1.2
核家族以外の世帯	112	135	114	34.4	25.1	19.3	1.2	0.8
夫婦と両親	9	10	13	8.0	7.4	11.4	1.1	1.3
夫婦とひとり親	34	33	24	30.4	24.4	21.1	1.0	0.7
夫婦、子どもと両親	18	23	14	16.1	17.0	12.3	1.3	0.6
夫婦、子どもとひとり親	21	26	25	18.8	19.3	21.9	1.2	1.0
その他	30	43	38	26.8	31.9	33.3	1.4	0.9
非親族を含む世帯	0	3	6	0.0	0.5	0.8	0.0	2.0
単独世帯	84	122	155	25.8	22.7	26.2	1.5	1.3

図4 高齢世帯員のいる一般世帯構成比の推移



3. 年齢別人口

65歳以上人口は910人で、前回調査から101人増加

人口を年齢3区分別にみると、15歳未満が298人、15～64歳が1,339人、65歳以上が910人となっている。

これを前回調査と比べると15歳未満の人口が27人、15～64歳が42人減少になっているのに対し、65歳以上が101人増加しています。

また、人口構成比は15歳未満が1.0ポイント、15～64歳が1.6ポイント低下しているのに対し、65歳以上人口が3.8ポイント上昇し、全体の3割を占めるに至っている。

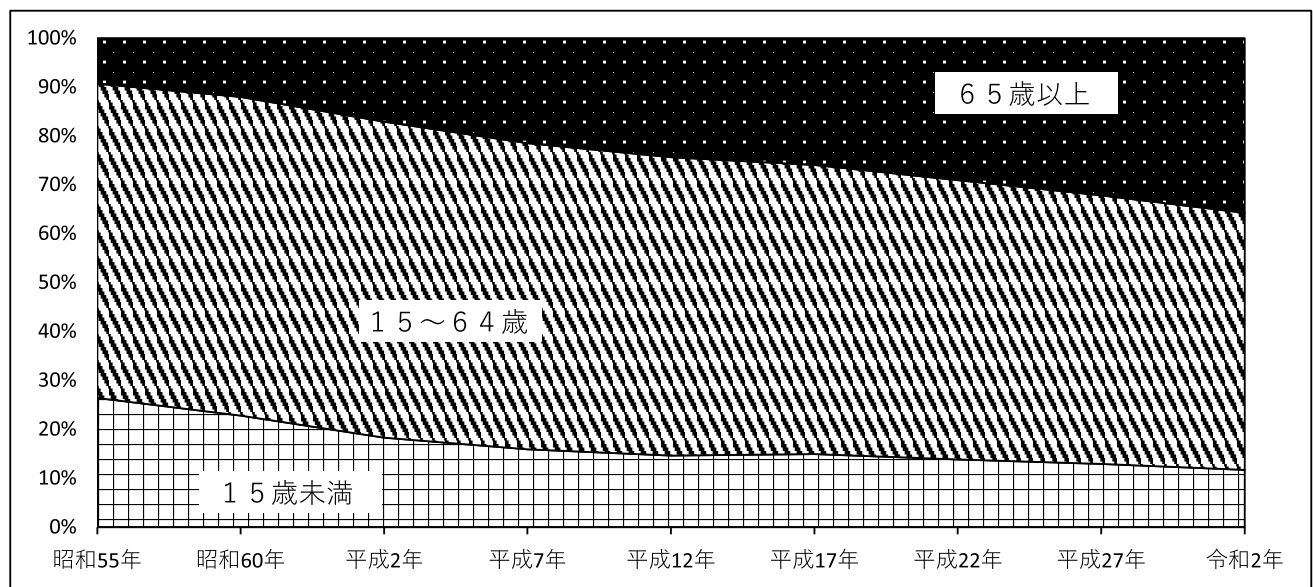
表3 年齢(3区分)別人口の推移

(単位:人,%)

調査年次	人 口				構 成 比		
	総数	15歳未満	15～64未満	65歳以上	15歳未満	15～64未満	65歳以上
昭和55年	2,638	696	1,693	245	26.4	64.2	9.3
昭和60年	2,856	652	1,860	344	24.7	70.5	13.0
平成2年	2,826	516	1,827	483	19.6	69.3	18.3
平成7年	2,756	439	1,724	593	16.6	65.4	22.5
平成12年	2,728	399	1,665	664	15.1	63.1	25.2
平成17年	2,672	399	1,580	693	15.1	59.9	26.3
平成22年	2,627	364	1,499	764	13.8	56.8	29.0
平成27年	2,534	325	1,381	809	12.3	52.4	30.7
令和2年	2,558	298	1,339	910	11.3	50.8	34.5

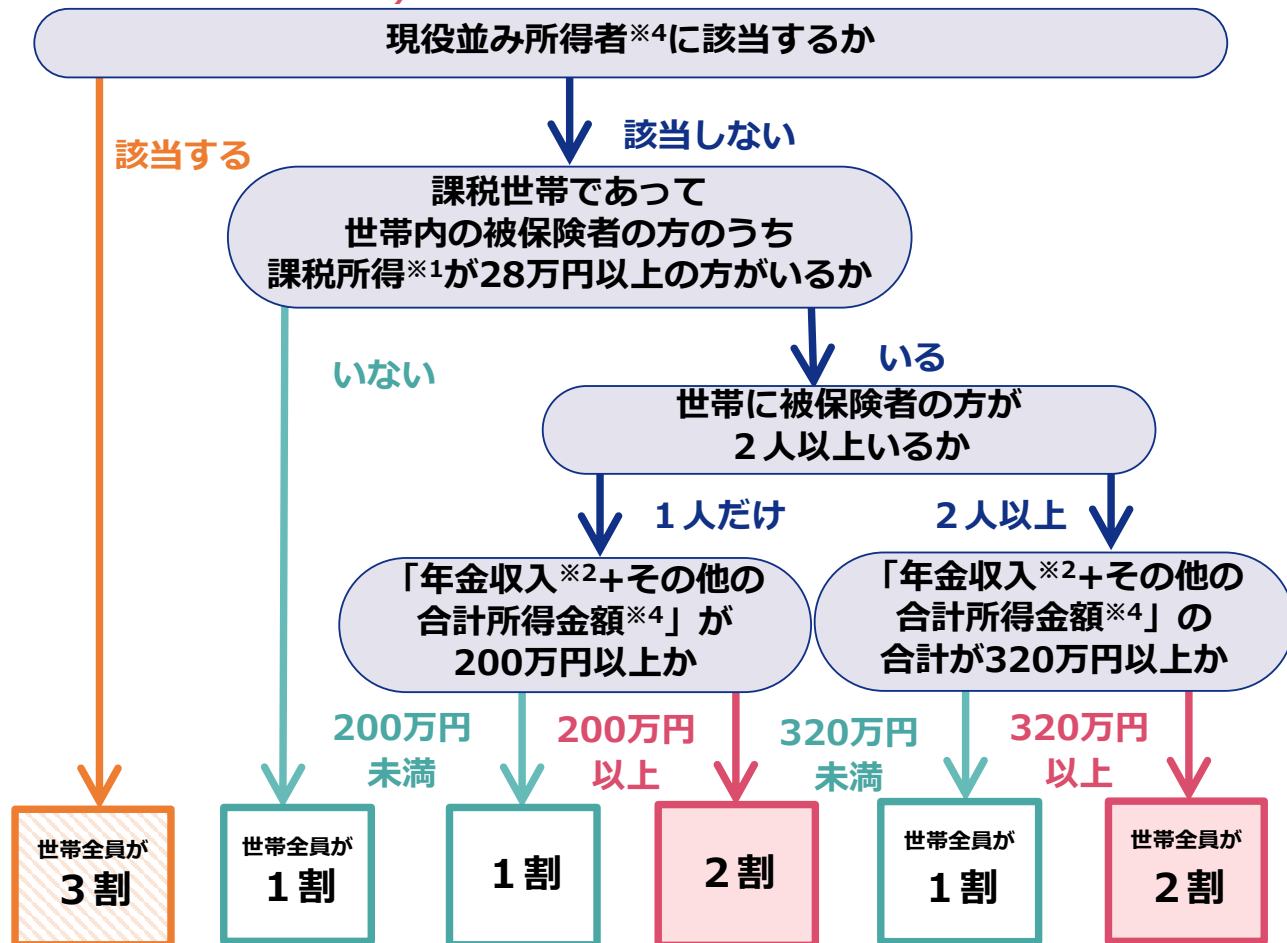
(注)年齢の3区分の割合は、総数から年齢不詳を除いて算出。

図3 年齢(3区分)別人口割合の推移



窓口負担割合 2 割の対象となるかどうかは 主に以下の流れで判定します

- 世帯の窓口負担割合が 2 割の対象となるかどうかは、後期高齢者医療の被保険者の課税所得※¹や年金収入※²をもとに、世帯単位で判定します。
(令和3年中の所得をもとに、令和4年8月頃から判定が可能になり、9月中に被保険者証を交付します)



- ※1 「課税所得」とは、住民税納税通知書の「課税標準」の額(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除等、所得控除(基礎控除や社会保険料控除等)等を差し引いた後の金額)です。
- ※2 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。
- ※3 課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が 3 割の方。
- ※4 「その他の合計所得金額」とは 事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。

窓口負担割合が 2 割となる方には 負担を抑える配慮措置があります

【計算方法】

例：1 か月の医療費全体額が50,000円の場合

- 2022年10月1日の施行後3年間(2025年9月30日まで)は、2割負担となる方について、1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます(入院の医療費は対象外)。

※同一の医療機関での受診については、上限額以上窓口で支払わなくてよい取扱い。

そうでない場合では、1か月の負担増を3,000円までに抑えるための差額を払い戻し。

- 配慮措置の適用で払い戻しとなる方は、高額療養費として、事前に登録されている高額療養費の口座へ後日払い戻します。

窓口負担割合 1 割の時 ①	5,000円
窓口負担割合 2 割の時 ②	10,000円
負担増 ③ (②－①)	5,000円
窓口負担増の上限 ④	3,000円
払い戻し等 (③－④)	2,000円

後期高齢者医療制度に関するお知らせ

75歳以上の方と65～74歳で一定の障がいのある方が対象 一定以上の所得のある後期高齢者医療の被保険者の 医療費の窓口負担割合が変わります

- 令和4年10月1日から、一定以上の所得がある方は、現役並み所得者（窓口負担割合3割）を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。
- 窓口負担割合の変更対象となる方は、後期高齢者医療の被保険者全体のうち約20%の方です。

令和4年9月30日まで

区分	医療費負担割合
現役並み所得者	3割
一般所得者等※	1割

令和4年10月1日から

区分	医療費負担割合
現役並み所得者	3割
一定以上所得のある方	2割
一般所得者等※	1割

被保険者全体の約20%

見直しの背景

※住民税非課税世帯の方は基本的に1割負担となります。

- 令和4年度以降、団塊の世代が75歳以上となり始め、医療費の増大が見込まれています。
- 後期高齢者の医療費のうち、窓口負担を除いて約4割は現役世代(子や孫などの世代)の負担(支援金)となっており、今後も拡大していく見通しとなっています。
- 今回の窓口負担割合の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくためのものです。

75歳以上の後期高齢者の医療費の財源内訳(総額約18.4兆円)※令和4年度予算案ベース

1.5兆円	1.5兆円	現役世代からの支援金 6.9兆円	公費(税金) 8.0兆円
窓口負担	後期高齢者医療保険料		
その他 約0.5兆円			

医療費窓口負担割合の見直しに関するお問い合わせは

北海道後期高齢者医療広域連合または市区町村の「後期高齢者担当窓口」までお問い合わせください。
今回の制度改正の見直しの背景等に関するご質問等は、厚生労働省コールセンター(0120-002-719)にお問い合わせください。 ※令和4年1月から3月までコールセンターを開設いたします。

軽自動車の“手続きお忘れではないですか?”

軽自動車税（種別割）は、4月1日現在の登録に基づいて課税される税金です。

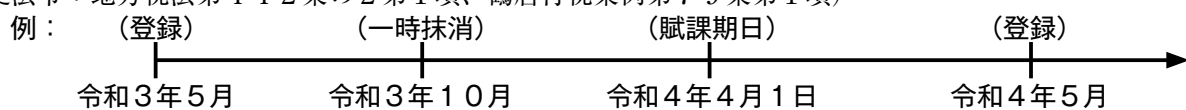
適正な課税業務を行うため、以下の場合については、それぞれ3月末までに軽自動車協会、運輸支局及び役場窓口にて手続きを行っていただきますようよろしくお願いいたします。

① 故障等により車を使用しなくなった時【抹消登録】

ご使用にならない車であっても、4月1日時点において登録されている場合は、当該年度分の軽自動車税（種別割）が課税されますので、3月31日までに手続きをお願いいたします。

※ 軽二輪等を所有されている方へ

軽二輪等を所有し、冬期間等使用されない期間に一時抹消を行い、標識(ナンバー)の返納済であっても、その後継続して使用する目的で所有し再度登録を行った場合については、4月1日時点で標識(ナンバー)の交付を受けていなくとも当該車両を所有している所有者へ課税の対象となりますのでご注意ください。（根拠法令：地方税法第44条第2項、鶴居村税条例第79条第1項）



上記の例では、4月1日時点において標識の交付は受けていませんが、軽自動車税(種別割)の制度上、当該車両を所有している所有者へ課税されることから課税の対象となりますのでご注意ください。（一時抹消を行い他市町村の方へ譲渡・売買された場合については、役場までご連絡をお願いします。）

② 車を売買・譲渡したとき【移転登録】

すでに売買や譲渡がお済みの車両であっても、4月1日時点で新所有者の方への移転登録がなされていない場合は、旧所有者へ課税されますのでご注意ください。

③ 転居、転出等による住所変更・婚姻等によりお名前が変更となったとき【変更登録】

軽自動車の納付書は4月1日時点の登録住所・宛名で発送するため、変更登録がお済みでないとお手元に納付書が届かない場合があります。確実に納付書をお届けするために3月31日までの手続きをお願いします。

④ 手続きをする窓口について ～ 軽自動車の種類によって手続きを行う窓口が変わります。

- 軽自動車協会釧路事務所（〒084-0906 釧路市鳥取大通6丁目2番3号 TEL：0154-55-6511）
対象車両：三輪または四輪の軽自動車等
- 釧路運輸支局（〒084-0906 釧路市鳥取大通6丁目2番13号 TEL：050-5540-2005）
対象車両：軽二輪
- 鶴居村役場住民生活課税務係（〒085-1203 阿寒郡鶴居村鶴居西1丁目1番地 TEL：0154-64-2113）
対象車両：原動機付自転車（50～125cc）、小型特殊自動車（トラクター等）

【所得税等の確定申告について】

新型コロナウイルス感染症の影響により申告期限までの申告等が困難な方へ

オミクロン株による感染の急速な拡大に伴い、確定申告期間（2月16日～3月15日）にかけて、感染者や自宅待機者のほか、通常の業務体制が維持できないこと等により、申告が困難となることが想定されるため、令和4年4月15日(金)までの間、簡易な方法により申告・納付期限の延長を申請することができるようになりました。

○申請方法

- ・書面で提出する場合：申告書の右上の余白に、「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と記載
- ・e-Taxで提出する場合：「送信準備」画面の「特記事項」欄に、「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と入力

○お問い合わせ先 釧路税務署 TEL0154-31-5100

自然写真コンテストで 村内在住安藤さんが優秀賞



▲キタキツネを追い払うタンチョウ(安藤さんより提供)

世界的な自然写真コンテスト「ネイチャーズ・ベスト・フォト グラフイー・アジア2021」の映像部門において村で宿泊業・ガイド業等を営む安藤誠さんが「WINNER」を受賞しました。

コンテストには写真や動画を審査する6部門に計1万点を超える応募があり、5分間ほどの動画の中では、川で鮭を捕るヒグマの様子やタンチョウの子育て、子を守るためにキタキツネを追い払う様子などが収められています。

受賞作はコンテストHPにて公開されています。

タンチョウクイズ抽選会、 ピットリ賞発表



1月17日、鶴居村観光協会が主催するタンチョウクイズの抽選会が行われました。

タンチョウの保護啓発と村の観光振興、活性化を図ることを目的に毎年実施され、今年で35回目を迎えます。

令和3年12月実施のタンチョウ越冬分布調査における釧路圏での確認数を予想するもので、結果は724羽であり、応募総数9,612件のうち見事正解した方は14名でした。

抽選会ではピットリ賞を含めた各賞の抽選を鶴居村観光協会佐々木副理事長と長尾副村長により執り行われ、正解数に近い方にも抽選で各協賛企業より景品が送られました。

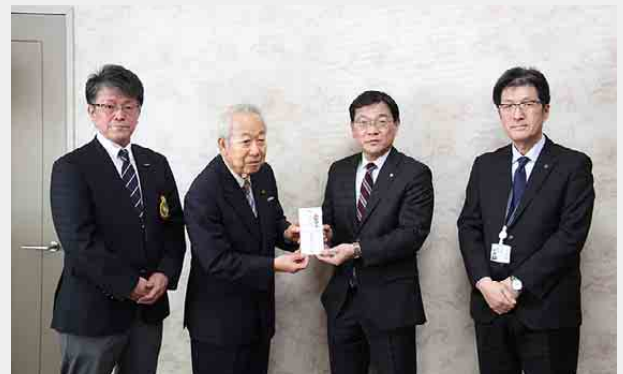
動画コンテストで 村協力隊員が優秀賞



伝統料理や郷土食などの食文化の保護や次世代への継承のため、それらを守り伝え続けてきた方々の技、真摯で活気ある姿を広く発信していくことを目的とした農林水産省北海道農政事務所主催の「受け継ぎたい北海道の食」動画コンテストで本村の地域おこし協力隊員である井上千尋さんが作成した映像が優秀賞を受賞しました。

映像は「受け継ぎたい茂雪裡の食」と題したエゾシカの調理等となっており、北海道農政事務所のホームページから見ることが出来るほか、鶴居村地域おこし協力隊YouTubeからも見ることが出来ます。

釧路風林カントリークラブより寄附



風林文庫図書購入費として釧路風林カントリークラブ様より10万円の寄附をいただきました。

釧路風林カントリークラブ様は昭和62年に村の社会福祉事業費の一部として寄附があり、昭和63年からは「風林文庫」の購入費として、毎年寄附をいただいています。

鶴居村ふるさと情報館内の図書館には、これまでに頂いた寄附金を活用して購入した図書を紹介する「風林文庫コーナー」を設置しています。お立ち寄りの際はぜひご利用ください。

みんなの掲示板

人口の動き (前月比)

※令和4年1月末時点
総人口 2,481人 (±0)
男性 1,244人 (±0)
女性 1,237人 (±0)
うち外国人人口 34人 (±0)
世帯数 1,195世帯 (±0)

死亡事故ゼロの日

2,272日 (1月末時点)

お誕生おめでとうございます (1月届出分)

はっとり 服部 加川 瑚子 ちゃん 女の子 鶴居市街
れんすけ 蓮介 くん 男の子 鶴居市街

議会

令和4年第1回鶴居村議会臨時会

今臨時会は2月7日の会期1日間で開かれ、議案3件について審議が行われ原案のとおり議決されました。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて

(令和3年度鶴居村一般会計補正予算(第7号)について)

議案第2号 鶴居村公の施設に係る指定管理者の指定について

(鶴居村立診療所)

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、次の通り鶴居村公の施設に係る指定管理者を指定しました。

○施設の名称および所在地

名称 鶴居村立鶴居診療所

所在地 鶴居村鶴居東5丁目3番地

○指定管理者となる団体名等

名称 医療法人資生会

採用試験

海上保安学校学生採用試験のお知らせ

○海上保安学校学生採用試験(特別)(高卒程度)

○受験資格 令和4年4月1日において高校または中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して13年を経過していない者および令和4年9月までに卒業見込みの者等

○受付期間 3月18日(金)～3月25日(金)まで(インターネット申込)

○第1次試験 5月15日(日)

○試験場所 釧路市等

○お問い合わせ先 釧路海上保安部管理課 ☎0154-22-0118

○海上保安官採用試験(大卒程度)

○受験資格 令和4年4月2日以降生まれの者で、大学(短期大学を除く)を卒業した者および令和5年3月までに卒業見込みの者等

○受付期間 3月18日(金)～4月4日(月)まで(インターネット申込)

○第1次試験 6月5日(日)

○試験場所 釧路市等

○お問い合わせ先 釧路海上保安部管理課 ☎0154-22-0118

代表者 佐藤 正俊
所在地 千歳市桂木1丁目5番6号
指定期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

議案第3号 令和3年度鶴居村一般会計補正予算(第8号)について

予備自衛官補・一般曹候補生募集のお知らせ

種目	資格	受付期間	試験日	試験場所
予備自衛官(一般)	18歳以上34歳未満	1月6日(木)～4月8日(金)	4月16日(土)	釧路駐屯地 予定
予備自衛官(技能)	18歳以上で保有する技能に応じ53歳～55歳未満			帯広駐屯地 予定
一般曹候補生(陸・海・空)	18歳以上33歳未満	3月1日(火)～5月10日(火)	5月21日(土)	道東経済センタービル 予定
一般幹部候補生(陸・海・空)	22歳以上26歳未満の者で大学卒業程度の学力を有する方	3月1日(火)～4月14日(木)	一次試験 4月23日(土)・24日(日) ※24日については飛行要員のみ	道東経済センタービル 予定

※一般幹部候補生につきましては、飛行要員もありますのでお問い合わせください。
※試験日および試験場所は変更になる場合があります。

村長への手紙

○手紙の内容

鶴居簡易軌道の線路跡を修復保存し、車両倉庫などの関連施設に案内板等を設置して知名度や価値を高めてほしいと思います。

○村の回答

村では、鶴居村営軌道に係る当時の貴重な写真などの資料の収集、関係者のインタビュー記録などを保存・展示するためのデジタルアーカイブ事業を進めています。

また、ふるさと情報館の屋外に展示している自走客車等車両について、保存や展示の在り方などの検討を続けているところ です。

○手紙の内容

釧路湿原鶴居展望台では、樹木が雄大な眺望を遮っているため、支障木の伐採や展望用の台などを設置してはどうですか。

○村の回答

昨年の10月に日本で最も美しい村の取組として、景観に支障となる枝払いや草刈り、ごみ拾いなどの環境整備を実施したところです。

現地の管理者は北海道となっており、良好な眺望を長期的に確保するためには管理者の対応が必要であることから、要望があったことを北海道に情報を共有していきます。

北海道警察官募集のお知らせ

○受付期間 令和4年3月1日から令和4年4月1日午後5時半まで

○一次試験 令和4年5月8日

採用予定人数は200名程度を予定しています。

警察官の仕事に興味がある方は釧路警察署へお問い合わせください。

○お問い合わせ先

☎23-0110

○手紙の内容

村道中幌呂下雪裡線の峠は、阿寒連峰や釧路湿原などが眺望でき、展望スポットに優れていることから、この峠に名前を付けてはどうですか。

◎村の回答

当該地の路線は、過去に村営下雪裡公共牧場を有し、酪農振興に資する産業道路として有効に活用されていましたが、現在は牧場が閉鎖され、交通安全上の問題などからも生活路線の位置づけとはしておらず、冬期間は通行不可（除雪未実施）となっています。

現地の優れた景観は十分に認識しておりますが、今後も観光等を目的とした一般道路としての利用は考えておらず、これまで同様の道路管理としていきます。

○手紙の内容

1980年代にTV放送された「池中玄太80キロ」の中で、鶴居村とタンチョウが特集されているので、鶴居村でも一本道の場面や挿入歌などを活用できると思います。

◎村の回答

本村にとって「池中玄太80キロ」の放送は、地域おこしや観光要素としては大変素晴らしい素材であります。一定のルールを定めなければ、観光客などが無断で私有地に入り込み、地域住民とのトラブルになることや交通安全上の問題、さらにタンチョウの生息を脅かすことも懸念されます。また、挿入歌「鳥の歌」の活用も、著作権など、乗り越えなければならぬことが

多くあるものと思います。

今回のご意見を受け止めながら、「池中玄太80キロ」に限らず、鶴居村がマスメディアで取り上げられる機会が多く得られるよう取り組みとともに、現在、YouTubeなどのSNSを活用して鶴居村の多くの情報発信を担っている地域おこし協力隊員が撮影した、飾り気のない鶴居村の日常風景の素晴らしいさを広く発信し、多くの皆様に鶴居村を知ってもらい、ファンになっていただく取り組みを充実させていきます。

○手紙の内容

「鶴居村観光十景」では、通行が困難な箇所や景観ではなく観光施設の箇所などもあることから、鶴居村の観光推進のために見直してはどうですか。

◎村の回答

鶴居村観光十景は、平成元年に選定しましたが、その後、鶴居村観光協会の意見等を聞いて選定内容の一部を見直しています。

観光十景の中には、景観選定にそぐわないものや、魅力が発信しきれていないなどの現状もありますが、本村では観光による誘客・集客が増加傾向にある中で、これまでの観光十景の取組は、本村の知名度向上に十分な役割を果たしたものと認識しており、現在、当該事業の在り方について検討しています。

今後は、「観光スポット」の魅力向上や、積極的な情報発信に注力してい

きたいと考えています。

「村長への手紙」について

「村長への手紙」は村民皆さまの生の声を村長へ届ける手段としてご活用いただいています。

ご意見箱・用紙については、総合センター（役場正面玄関入口付近）とふるさと情報館「みなくる」に設置しており、回答を希望される場合には、必ず回答文を送付いたします。

皆さまからの貴重なご意見・ご要望をお待ちしています。

○お問い合わせ先

☎0154-6412111

役場総務課総務係

その他

『引越の際は、住民票の異動も忘れずに』

入学・就職・転勤等による引越で、住所を異動される方は、住民票の異動届（転出届・転入届・転居届等）が必要です。

住民票の異動届は、国民健康保険及び国民年金の資格の確認や、選挙人名簿への登録などにつながる大切な手続きですので、忘れずに手続きを行いましう。

また、本人確認書類となる「マイナンバーカード（個人番号カード）」の住所等は、最新のものにする必要があります。

○お問い合わせ先

役場住民生活課窓口サービス係

☎0154-6412113



鶴居文芸

凍原社2月句(俳句)

大寒に抱きしめられている列島	ミヤノ
寒き日の茶飲み茶碗の温さかな	ちえこ
外吹雪ドアを開けど足止まる	公子
温暖化されど人の世寒さかな	春夢子
寒卵一品料理かけご飯	和子
大寒や鶴の戯れ眺む窓	紀代子
寒林に映える夕日の静けさよ	恒子



令和3年度石油貯蔵施設立地対策等交付金事業

鶴居消防署では、石油施設(石油コンビナート等)の災害に対応するために、石油貯蔵施設を持つ自治体と隣接する自治体の地域防災力の向上を図る目的として交付される「石油貯蔵施設立地対策等交付金」を活用して「空気呼吸器用高压容器(空気ボンベ)」を更新しました。

今年度の事業により12本が更新となり、火災等の災害時における濃煙内の活動時間延長や活動隊員の安全性の向上が期待されます。



『収れん火災』知っていますか？

収れん(現象)とは、太陽光がレンズや鏡により反射又は屈折して一点に集まることをいい、原理としては、虫眼鏡で太陽光を一点に集めて発熱させる理科の実験と同じものです。その場所に燃えるものがあると火災になる場合があります、それを「収れん火災」といいます。

この火災は、太陽の位置、気象条件、収れんを起こす物の位置、燃える物の存在などの様々な条件が重なった時に発生し、1年のうち11月から4月に多く発生しており、空気が乾燥しやすく、太陽の高度が低くなって部屋の奥まで光が差し込む冬から春にかけて注意が必要です。窓際や太陽光が差し込む範囲には、収れん現象が起こる可能性がある鏡や金魚鉢等を置かないようにしましょう。

収れん火災の原因となる物は鏡や透明な球体が多く、水を入れたペットボトル、車や家庭の窓に貼り付けた透明な吸盤、置き時計など多岐にわたり、いずれも家庭にある身近な物ばかりです。また、屋外においても猫除けの水を入れたペットボトルや車のホイールの反射・屈折により収れん火災が発生したケースが報告されています。屋外の自動車やバイク、ペットボトルなども気を付けましょう。



(収れんの原因となる物)例・・・

- ・ペットボトル ・金魚鉢 ・花瓶 ・メガネ ・虫眼鏡 ・鏡(凹面鏡)
- ・ステンレスボウル、洗面器 ・ガラス玉、水晶玉 ・窓に貼り付けた透明な吸盤 など

朝夕や冬場は太陽の高度が低く、部屋の奥まで太陽光が差し込みやすいので特に注意しましょう。

火事・救急・救助は119番

昨年の10月より119番通報は全て弟子屈消防署にある消防本部通信指令室で受信しています。

通信指令室では119番通報により、地図検索システムで出動先の住所や発信者の位置情報を取得し、消防車や救急車を出動させています。素早い出動場所の特定のためにも緊急時には必ず119番通報するようにしましょう。今まで鶴居消防署の代表電話(64-2344)に通報されていた方も必ず119番通報するようにお願いします。通報時は落ちついて火災や救急、事故などの種別を伝え、鶴居村からの住所、世帯主の名前、詳しい内容を教えてください。



寒さにより火気の使用が増え、全国的に住宅火災が増加しています。寝る前や外出時には、必ず火の元を確認しましょう。

新型コロナウイルスの影響が長期化し、感染への恐怖や外出自粛等で日々行動制限から、ストレスが高まり、メンタルヘルス不調を感じる方は少なくありません。通常は気分転換などでストレス対処が可能です。しかし強い緊張状態に長期間さらされた場合、うつ病などにつながる可能性もあるため、日頃のセルフケアがとても重要です。その上でも、**眠れない日が続く、普段楽しめることも楽しめない、あるいは仕事や日常生活に支障をきたす**といった状態になれば躊躇せずに専門機関を受診することが大事です。

❖ こころの病気の初期サインに気づく

次のような気になる症状が続くときは、専門機関に相談しましょう

- 気分が沈む、憂うつ
- イライラする、怒りっぽい
- 気持ちが落ち着かない
- 何度も確かめないと気がすまない
- なかなか寝つけない、熟睡できない
- 何をするのにも元気が出ない
- 理由もないのに、不安な気持ちになる
- 胸がドキドキする、息苦しい
- 何も食べたくない、食事がおいしくない
- 夜中に何度も目が覚める



❖ 周囲の人が気づきやすい変化

以前と異なる状態が続く場合は、体調などについて聞いてみましょう

- 服装が乱れてきた
- 急にやせた、太った
- 感情の変化が激しくなった
- 表情が暗くなった
- 一人になりたがる
- 不満、トラブルが増えた
- 独り言が増えた
- 他人の視線を気にするようになった
- 遅刻や休みが増えた
- ぼんやりしていることが多い
- ミスや物忘れが多い

違和感に気づいたら
心配する気持ちをただ伝える。
それがいのちを支える
『ゲートキーパー』
にできること



相談先



相談窓口や自殺対策の取り組みについて紹介しています。

まろうよこころ

検索



こころの
健康相談統一
ダイヤル



おこなう まろうよ こころ
0570-064-556

電話をかけた所在地の都道府県・政令指定都市が実施している「こころの健康相談電話」等の公的な相談機関につながります。相談対応曜日・時間は都道府県によって異なります。



フリーダイヤル つなぐ ささえる
0120-279-338

一般的な生活上の悩みをはじめ、生活困窮者等に対する総合的な電話窓口です。

FAXで相談される方

FAX **03-3868-3811**

IP電話及びLINE OUTからおかけの方

050-3655-0279

よりい
ホットライン
24時間対応

ゲートキーパーとは

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。

SNS相談案内

LINE・チャットで
相談ができます。



まろうよこころ SNS

検索

支援情報検索サイト

電話、メール、SNSなど様々な
方法の相談窓口を紹介しています。



支援情報検索サイト

検索

ふるさと情報館みなくるには
「〆こころ” や “からだ” が元気になる本”
が展示されています。
お越しの際はぜひお立ち寄りください。



新型コロナワクチン関連情報



1、2回目を接種後、鶴居村に転入された方へ

新型コロナワクチン初回接種(1、2回目接種)後に転居し、鶴居村に住民票を異動された場合、追加接種(3回目接種)用の接種券のための発行申請が必要です。

発行申請を行わなければ接種券は届きませんので、追加接種の希望がある方は必ず申請を行ってください。2回目接種から6か月経過してから追加接種用接種券を発行いたします。

申請場所：鶴居村役場保健福祉課 保健師(0154-64-2116)

必要書類：○初回接種(1、2回目接種)接種済証 ○本人確認書類

○新型コロナワクチン接種券発行申請書※

※役場窓口、鶴居村HPでダウンロード可能

ファイザー社ワクチンの有効期限について

ファイザー社ワクチン(12歳以上用)については、令和3年(2021年)9月10日に-90℃~-60℃での有効期間が6か月から9か月に延長されました。他方、有効期限が令和4年(2022年)2月末まで又はそれ以前となっているワクチンは、有効期間が6か月という前提で有効期限が印字されています。これらのワクチンについては、貴重なワクチンを無駄にせず、有効に活用する観点から、下記の「接種に活用して差しつかえない期限」まで使用することが可能です。

(令和4年2月1日時点)

令和4年2月3日
集団接種で使用
(ファイザー社
ワクチン)

ロットNo	印字されている有効期限 (有効期限6か月のもの)	接種に活用して 差しつかえない期限 (有効期限3か月延長後)
FJ5929	2022/1/31	2022/4/30
IFK0595	2022/2/28	2022/5/31
FL7646	2022/2/28	2022/5/31

参考資料：令和4年2月1日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡 別添1)

新刊案内

鶴居村図書館だより

館内利用について

新型コロナウイルス感染予防のため、図書館・ふるさと情報館をご利用の方は手洗い・消毒、マスク着用等のご協力をお願いいたします。また、発熱がある等、体調不良の方はご利用をお控えいただきますようお願いいたします。

- 開館時間……10:00～18:15
- 休館日……**3月の休館日は3月29日(火)です。**
- 貸し出し……【本・雑誌・紙芝居】
2週間(1人10冊まで)
【CD・VTR・DVD】
2週間
(CD 3点、VTR 2点、DVD 1点まで)

紹介している本は2月23日(水)から利用できます。

続GIGAスクールはじめて日記



堀田龍也ほか 監修
GIGAスクール構想が実施された。学習指導要領が求める学習インフラである情報端末をどんな風に使っていけばいいのだろうか。小中学校の授業の変化の様子をつぶさに記録し、整理する。

パン&サンドイッチ おいしい!300レシピ



沼津りえ 著
ホットサンド、フルーツサンド、トーストバリエーション…。パンとサンドイッチのおいしい300レシピを紹介。サンドイッチ弁当の付け合わせや、手軽に作れる3種類のパン、マヨネーズ&バターの変種などにも収録。

ボタニカ



朝井まかて 著
小学校中退ながらも独学で植物研究に没頭した牧野富太郎。東京大学理学部植物学教室に出入りを許され、新種の発見など目覚ましい成果を上げるが…。稀代の植物学者を描く長編小説。

六つの村を越えて髭をなびかせる者



西條奈加 著
江戸中期、蝦夷地見分隊に随行した出羽国の最上徳内。雄大で厳しい自然の中で、アイヌの少年や長たちと交流する徳内は、アイヌを虐げ、搾取する松前藩に怒りを覚え…。歴史長編。

おとなってこまっちゃう



ハビエル・マルピカ 著
9歳のサラのおじいちゃんが、ママと同じくらいの年の人と結婚することに。結婚式に行きたいサラは、大反対のママと婚約者に仲良くしてもらおうとして…。素直になれない大人たちとサラがまきおこすファミリーコメディ。

ぼくらのパパは、だいとうりょう



ジョイ・マカラ 作
シェイダ・アブヴァビ・ベスト 絵
バイデン家の飼犬、チャンプとメイジャーは、パパがアメリカ大統領になったため、ホワイトハウスに引っ越すことに。メイジャーはホワイトハウスに住む初めての保護犬となり…。

今年度は647羽のタンチョウを確認 ～タンチョウ数かぞえ調査の速報結果～

毎年恒例のタンチョウ数かぞえ調査（正式名：タンチョウ越冬分布調査／道主催）が、今年度も2回（12月3日、1月25日）実施されました。多くのみなさんのご協力をいただき、2回目調査では村内で647羽が確認されたほか、今冬のタンチョウの様子がいろいろとわかりました。

【分布状況】

1回目調査時は越冬地への移動が完全に進んでおらず各地にばらけているので、分布状況を知るよい機会になります。道東だけで全体の901羽のうち874羽（約97%）が確認されましたが、一方で、道央（日高管内10羽、胆振と空知の両管内で各3羽、石狩管内2羽）やオホーツク（9羽）でも確認されました。依然として道東に集中してはいますが、近年では他地方でも少数ながら毎年確認されます。道東以外で繁殖し、この時期まで居残るタンチョウが増えているようです。

【村内の確認羽数】

2回目調査時は越冬地への移動がだいたい落ち着いている時期なので羽数の把握に適した時期と言えます。全道の結果はまだ発表されていないので、鶴居村の速報結果を表1に示しました。大規模給餌場のある下雪裡、中雪裡をはじめ、すべての地区で確認されましたが、全体的には昨年度の羽数を下回る地区が多く、確認羽数は昨年度を51羽下回りました。ただ、積雪の影響で調査ができなかった場所もあり、見落としがそれぞれにあったと思いますので、例年並みの羽数といえるのではないのでしょうか。

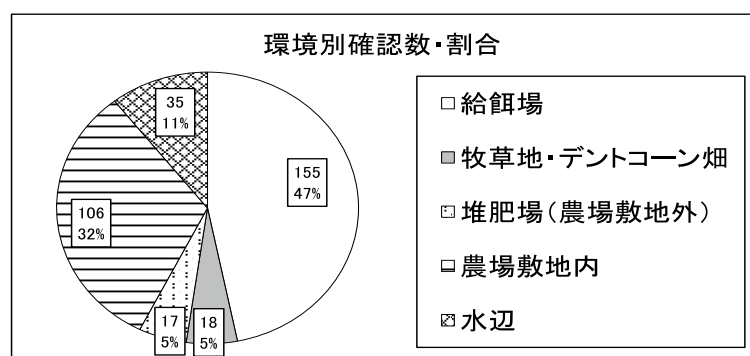
【村内で確認された場所の環境】

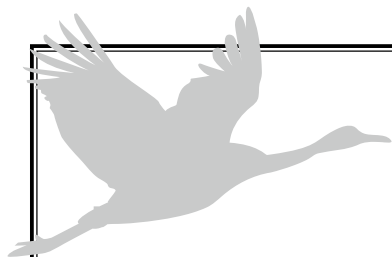
15時前後に確認された331羽の確認場所の環境割合を図1に示しました。全体の半数近くが給餌場で確認されました。昨年度より積雪量が多かったので、自然のえさはとりづらかったと思うのですが、給餌場のほか、農場敷地内や水辺などを行き来しながら過ごしている様子がうかがえます。タンチョウの動向には毎年注視していますが、まだまだわからないことが多いと実感します。とはいえ、根気よく観察しデータを集めておけば、いずれ必ず役に立ちます。今後も多くのみなさんのご協力をお願いする次第です。

表1 地区別集計表（第2回調査）

調査地区		今年度の結果							昨年度の結果		
		調査場所数	調査人数	羽数					調査場所数	調査人数	羽数計
				成鳥	幼鳥	不明	計	昨年比			
1	中久著呂	1	2	6	1	0	7	5	1	2	2
2	下久著呂	3	4	54	5	0	59	▲ 26	4	3	85
3	茂雪裡	2	2	2	1	0	3	▲ 1	2	2	4
4	支雪裡	2	3	4	1	0	5	5	2	1	0
5	中雪裡	14	16	157	13	0	170	▲ 61	9	11	231
6	下雪裡	7	11	296	15	26	337	45	6	18	292
7	新幌呂・上幌呂	2	3	2	0	0	2	▲ 6	2	2	8
8	支幌呂	3	4	23	2	0	25	▲ 6	2	2	31
9	茂幌呂	1	2	6	0	0	6	5	1	1	1
10	中幌呂・中幌呂下	5	5	23	4	0	27	▲ 8	5	5	35
11	下幌呂・温根内	5	6	4	2	0	6	▲ 3	6	7	9
合 計		45	58	577	44	26	647	▲ 51	40	54	698

図1 環境別集計表





シリーズ タンチョウ Vol. 326

鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ

櫻井真弓

〒085-1205 鶴居村中雪裡南 ☎64-2620/FAX64-2239

鶴居 タンチョウ

検索



イクメンは遺伝する？ 標識タンチョウ025の話

サンクチュアリ給餌場に飛来するタンチョウには、標識がついている個体があります。「85V・20P・025・184・313・330」などは、ほぼ毎日サンクチュアリ給餌場に顔を出す常連さんです。タンチョウの標識は、まだ飛べない子供のタンチョウを捕まえて装着するので、生年と出生地が分かります。また、装着時に採血をして調べるので、性別も判明します。タンチョウは3歳を過ぎると、見た目には老若男女ほぼ一緒なのですが、標識タンチョウを観察すると、男女差や年齢差、個体差がある事が分かります。

標識タンチョウ「025」は、2006年に根室で生まれたオスのタンチョウです。数年前まではサンクチュアリの最強タンチョウと言っても良いくらい、けんかは負け知らず。常に他のタンチョウを蹴散らしていましたが、この2、3年は穏やかに過ごしていて、盛りは過ぎた印象です。

盛りを過ぎたと思われる「025」ですが、子作りはまだまだ現役です。今シーズンは1月5日に妻と子供1羽を伴ってサンクチュアリ給餌場に飛来し、その後は、ほぼ毎日サンクチュアリを利用しています。

タンチョウが給餌場で過ごす越冬期は、子育てはもう終盤です。2月に入ると、親子別々に行動している様子も観察できます。そんな中「025」はいつも子供とベッタリです。子どもの方も、父親の「025」の傍らにすることが多く、「025」にくちばしを寄せて甘える様子を何度も見ました。その横で母親のメスは、「もう勝手にやってよね～」と言わんばかりに、少し距離をおいて1羽で餌を食べたりしています。縄張りをめぐるタンチョウ同士の争いはオス主導の事が多く、給餌場ではオス同士が睨み合っている横で、メスと子供が知らぬ顔で餌を食べている事もあります。ですから、子育ての主軸はメスと言う印象ですが、「025」のつがいは、見るからにオスの「025」が甲斐甲斐しく子供の世話を焼いています。

なわばりのある根室で「025」家族を見守っている方から話を聞くと、「025」は、もともといたオスが事故で亡くなった後に、未亡人になったメスとつがいになった後入りの夫で、メスより年下だろうとのこと。姉さん女房の体を気遣ってか、それとも単に子煩悩なのかは分かりませんが、育雛中もかなり積極的に子育てに加わり、根室でも子供とベッタリ寄り添って過ごしているそうです。

実は「025」の父親タンチョウも「T25」という標識鳥。今は亡き「T25」ですが、生前は標識タンチョウ界きっての子煩悩で、過去の写真を整理していると、子供とラブラブの写真ばかりが出てきます。残念ながら「T25」が「025」を育雛している記録や写真は探せませんでしたが、「025」は、父親の「T25」に大事に育てられた経験から、子煩悩になったのか、それともイクメン遺伝子を引き継いだのか…？ 本当のところは分かりませんが、「025」は、サンクチュアリに飛来する標識タンチョウの中では、イクメン度ナンバーワンです。



給餌場で休憩中の「025」とその子供



3月のイベント



日時：3月1日（火曜日）9：30～
確定申告相談【対象地区：中幌呂、中幌呂下、支幌呂、茂幌呂】
場所：幌呂農村環境改善センター
相談室

日時：3月2日（水曜日）9：30～
確定申告相談【対象地区：幌呂市街】
場所：幌呂農村環境改善センター
相談室

日時：3月4日（金曜日）9：30～
確定申告相談【対象地区：中雪裡】
場所：役場2階 第3会議室

日時：3月7日（月曜日）9：30～
確定申告相談【対象地区：下雪裡】
場所：役場2階 第3会議室

日時：3月8日（火曜日）9：30～
確定申告相談【対象地区：中久著呂、下久著呂】
場所：役場2階 第3会議室

日時：3月8日（火曜日）10：00～
第1回鶴居村議会定例会
場所：役場2階 議場

日時：3月9日（水曜日）9：30～
確定申告相談【地区指定なし】
場所：役場2階 第3会議室

日時：3月9日（水曜日）10：00～
第1回鶴居村議会定例会
場所：役場2階 議場

日時：3月10日（木曜日）9：30～
確定申告相談【地区指定なし】
場所：役場2階 第3会議室

日時：3月10日（木曜日）10：00～
第1回鶴居村議会定例会
場所：役場2階 議場

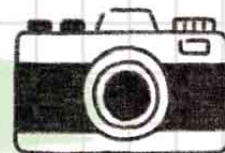
日時：3月11日（金曜日）9：30～
確定申告相談【地区指定なし】
場所：役場2階 第3会議室

日時：3月11日（金曜日）10：00～
第1回鶴居村議会定例会
場所：役場2階 議場

日時：3月14日（月曜日）10：00～
第1回鶴居村議会定例会
場所：役場2階 議場

日時：3月14日（月曜日）9：30～
確定申告相談【地区指定なし】
場所：役場2階 第3会議室

今月号の表紙



村の地域おこし協力隊の井上さんが撮影した一枚です。これから暖くなり冬の澄んだ空の中での景色も見納めかもしれませんね。

寄付

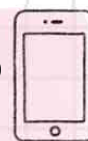
株式会社山口工務店
代表取締役 山口 貢司 様
タンチョウの愛護に関する事業として 100,000円
自然環境の保全等に関する事業として 100,000円
地域振興及び地域福祉等に関する事業として 300,000円

釧路風林カントリークラブ
理事長 正岡 一男 様
風林文庫購入費として 100,000円

ふるさと納税（1月分） 216件 2,253,000円



地域おこし協力隊の活動はこちらから



ツイッター



フェイスブック



インスタグラム



ユーチューブ



編集後記



3月になり、日が長く感じるようになってきました。乾いた冷たい風が吹くのは相変わらずですが、太陽が出ているだけでなんとなく暖かく感じますね。本州では徐々に桜の開花が告げられて桜前線が北上を始めます。3月は「春」を連想させる言葉が多くあります、本格的に新年度が近づいているのが実感できますね。（F）